

# 1. 新型コロナウイルス感染症特別貸付

	生業資金	生活衛生資金	中小企業資金
ご利用頂ける方	中小企業・小規模事業者、生活衛生関係事業者の方		
適用要件	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の（１）又は（２）のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方</p> <p>（１）最近１ヵ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して５％以上減少している方</p> <p>（２）業歴３ヵ月以上１年１ヵ月未満の場合等は、最近１ヵ月の売上高が次のいずれかと比較して５％以上減少している方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 過去３ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高</li> <li>② 令和元年１２月の売上高</li> <li>③ 令和元年１０月から１２月の平均売上高</li> </ul>		
融資限度額	別枠６，０００万円		別枠３億円
融資期間 (うち据置期間)	設備資金：２０年以内(５年以内)、運転資金：１５年以内（５年以内)		
適用利率 (注１)	<b>３,０００万円（中小企業資金は１億円）を限度として、当初３年間は基準利率から０.９％逡減した利率が適用されます。</b> （注２）４年目以降は基準利率となります。		
その他	<b>無担保のお取り扱いとなります。</b>		

（注１）基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率（融資期間に応じた所定の利率）が適用されます。

（注２）一部の対象者については、基準利率－０.９％の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初３年間は実質無利子となる予定です。